

掛川市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成26年3月27日

掛川市監査委員 横 山 茂 明

掛川市監査委員 鈴 木 正 治

別紙

1 公表の範囲

平成25年度に実施した行政監査「指定管理者制度の適正な運用について」の結果において指摘した事項に基づき講じた措置について通知を受けた内容

2 講じた措置の内容

【 企画調整課 】

指 摘 事 項 等	措 置 状 況	改善・検討等の年月日
指定管理者の選定方法について 【行政監査報告書P6】 (1) 指定管理者の公募時に、「市内に住所を有する法人又はその他団体であること」を応募資格に示し、応募できる団体に制限を加えている。 (2) 制度本来の目的である「住民サービスの向上」や「経費削減」を実現するには、応募資格の緩和により広く応募者を募り、民間等のノウハウを活用することが必要である。 (3) 非公募の10施設についても、今後、公募による民間活力の導入を検討する。	(1) 指定管理者制度の運用を見直し、応募資格には、「市内に住所を有する」などの制限を一切付けないよう市の指針を改訂した。 ※平成25年12月に公募した掛川城・掛川市茶室・掛川市竹の丸(一括管理)、掛川市南体育館及び掛川市清水邸はその先行事例である。 (2) 上記(1)のように制限を設けず競争性を高めることにより、全国から幅広く応募者を募り、多彩な提案を受けることが可能になった。 指定管理者の選定においては、「市民サービスの向上」をもって収入を増やし、収支均衡を図る提案を選定した。 (3) 現在、非公募の10施設についても、「市の規制や関与を最小限にして、指定管理者の提案・アイデアを活かし、市民へのサービスや市民満足度を最大化する」という基本コンセプトを反映させるべく、公募により指定管理者を選定する。	平成25年12月25日ガイドライン改訂、公募実施 平成26年1月30日実施 平成25年12月25日「指定管理者制度運用ガイドライン」制定

<u>協定書の作成について</u> 【行政監査報告書P8】 (4) 仕様書の記載誤りや、体育施設における年間計画書の提出期限が、単年協定書に不向きな設定になっている等の現状があるため、書類のチェックは厳格に行うこと。 (5) 協定書の作成では、必要事項のみ記載することによる簡素化・共通化を図ること。	(4) (5)制度運用の見直しにより、仕様書及び協定書の記載内容を改め、協定書の内容を全庁統一した様式にした。(平成26年度分の協定より実施) 仕様書の内容がそのまま協定書となるため、一部で見受けられた仕様書と協定書の内容が重複することはない。	平成26年 2 月 18 日 実施
<u>利用状況から見た制度の効果把握及び改善について</u> 【行政監査報告書P10】 (6) 施設所管課が作成する「管理運営状況評価書」には利用率の記載欄があるが、未記入も含め統一された内容になっていない。 (7) 「管理運営状況評価書」の記入指導の実施と、評価書作成平準化を図るために、事業計画時に目標利用者数を設定し、その目標の達成度を表すなど工夫が必要である。 (8) 利用率の算定に関して、30%以下で前年比の利用者数が減少傾向にある施設については、施設存続や指定管理者制度導入の是非を再検討する必要がある。	(6) 利用率の算定が不可能な場合を除き、評価項目の記載内容に不備がないよう、施設所管課への指導を徹底する。 (7) 平成25年度分の公募及び平成26年度分の協定から、利用者満足度や利用者数の目標値を設定し、その目標に対する成果を定期的に進捗状況を報告・チェックすることとした。 (8) 第2次改革プランにおいて、指定管理施設の見直しに重点を置き、市民の利用が少ない施設に関しては、民間事業者等への貸付や売却も含めて再検討する。	平成25年度分の評価から実施 平成25年12月25 日 実施
<u>結びに</u> 【行政監査報告書P16】 (9) 効果的な制度活用を図るため、所管課に対する指導的役割を果たすこと。	(9) 本年 2 月 18 日に、指定管理者施設を所管する部署の課長、係長、担当者に対し、新しい制度運用に関する	平成26年 2 月 18 日

適正な経費把握のため、複数課が所有する施設の指定管理業務を行う掛川市生涯学習振興公社については、全体を把握できるような仕組みづくりを行うこと。	る研修会を開催した。 生涯学習振興公社の経営全体に関する見直しは、第2次改革プランの一つに位置付けて、平成26年度から着手する。	
---	---	--

【 社会教育課 】

指 摘 事 項 等	措 置 状 況	改善・検討等の年月日
生涯学習センター 条例施行規則第7条に事業年度翌年5月31日までとうたわれている事業報告書の提出期限を翌年6月末とするのは不適正である。	掛川市生涯学習センターの管理に関する協定書に付属の指定管理者の業務等に関する仕様書内の指摘部分を訂正した（6月末日を5月末日に訂正）。	平成26年1月24日実施
美感ホール 条例施行規則第7条に事業年度翌年5月31日までとうたわれている事業報告書の提出期限を翌年6月末とするのは不適正である。	掛川市美感ホールの管理に関する協定書に付属の指定管理者の業務等に関する仕様書内の指摘部分を訂正した（6月末日を5月末日に訂正）。	平成26年1月24日実施
文化会館シオーネ 条例施行規則第7条に事業年度翌年5月31日までとうたわれている事業報告書の提出期限を翌年6月末とするのは不適正である。	掛川市文化会館シオーネの管理に関する協定書に付属の指定管理者の業務等に関する仕様書内の指摘部分を訂正した（6月末日を5月末日に訂正）。	平成26年1月24日実施